

茨城県病院薬剤師確保連絡協議会設置要項

(目的)

第1条 茨城県の病院薬剤師確保において、関係機関、団体などが一体となった協力体制を構築し、薬剤師確保に向けた具体的事業を協議し実行するために、茨城県病院薬剤師確保連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本協議会は次の病院及び関係団体から選任された者をもって会員として構成する。

- (1) 一般社団法人茨城県医師会
- (2) 一般社団法人茨城県病院協会
- (3) 一般社団法人茨城県医療法人協会
- (4) 一般社団法人茨城県病院薬剤師会
- (5) 公益社団法人茨城県薬剤師会
- (6) 医療法第1条の5第1項に規定する病院。ただし、設立の趣旨に賛同し、本協議会に参加する病院
- (7) 茨城県
- (8) その他協議会において必要と認める者

(事業)

第3条 本協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 病院薬剤師確保に係る情報提供及び情報交換に関する事業
- (2) 病院薬剤師の確保及び養成に係る事業
- (3) その他必要な事項に関する事業

(役員)

第4条 協議会に、会長、副会長、幹事2名及び監事2名をおく。

- 2 会長は会員の互選により選出する。
- 3 副会長、幹事及び監事は会長が指名する。
- 4 会長、副会長、幹事及び監事の任期は2年とし再任を妨げない。
- 5 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代理する。
- 7 幹事は、会長及び副会長を補佐し、諸事を遂行する。

8 監事は協議会の会計の状況を監査する。

(会議)

第5条 協議会は会長が召集し、議事を進行する。ただし、会長不在時に開かれる会議は、茨城県保健医療部医療局薬務課長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係者を出席させて意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は、茨城県保健医療部医療局薬務課におく。

(会計)

第7条 協議会の運営に必要な経費は、負担金その他の収入をもってあてる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第8条 この要項に定めるほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

付則

1 この要項は、令和6年7月4日から適用する。

2 第7条の規定にかかわらず、令和6年度の会計年度は、設立総会の日から令和7年3月31日までとする。